
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2021/8/30号 (No. 428)

○ 法律・法規等

1. 全人代で改正「種子法」を審議 本質的派生品種制度を導入(中国知識産権資訊網 2021年8月25日)
2. 国務院が「市場主体登記管理条例」を発表 来年3月施行(中国政府網 2021年8月24日)
3. 北京市人代常務委員会、知財保護条例で代表の意見を聴取(中国打撃侵權工作網 2021年8月23日)

○ 中央政府の動き

1. 工業・情報化部、「製造業知的財産権強国实施方案」を作成へ(中国保護知識産権網 2021年8月25日)
2. SAMR 田世宏副局長が在中国米商工會議所ビーベ会長と会談(国家市場監管総局公式サイト 2021年8月25日)
3. 知財迅速保護センターが28ヶ所に CNIPA が整備推進(中国政府網 2021年8月24日)
4. 国家知識産権局、特許などの審査に関するセミナーを開催(国家知識産権網 2021年8月23日)
5. CNIPA、五輪メダリストの選手名に関わる商標出願109件却下(国家知識産権戦略網 2021年8月20日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 温州市で12の産業知的財産権連盟が設立 浙江省最多(温州市人民政府公式サイト 2021年8月20日)
2. 上海浦東が知財十四五計画を発表 自貿区著作権サービスセンター設立へ(中国保護知識産権網 2021年8月20日)

【華南地域】

3. 広東、不正競争対策の部門間共同會議制度を確立(国家知識産権戦略網 2021年8月25日)
4. 海南省知識産権局と中国銀行が戦略的協力協定を締結(中国保護知識産権網 2021年8月20日)
5. 深セン知財保護センター、企業の海外における知財保護活動を支援(中国打撃侵權工作網 2021年8月20日)

【その他地域】

6. 寧夏自治区で2つの知財紛争人民調停委員会が設立(国家知識産権戦略網 2021年8月20日)

○ 司法関連の動き

1. 中国LED大手アブセン、米 Ultravision との特許紛争で勝訴(中国打撃侵權工作網 2021年8月17日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

1. 上海、市場監督管理局が商標権侵害の服装8000点余り摘発(中国打撃侵權工作網 2021年8月25日)
2. 江蘇南京、知的財産権法執行と保護の特別行動方案を発表(中国保護知識産権網 2021年8月20日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 国家レベルの製造業「小さな巨人」企業、新たに2930社認定(中国政府網 2021年8月25日)

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 全人代で改正「種子法」を審議 本質的派生品種制度を導入★★★

8月17日、第13期全国人民代表大会（全人代）常務委員会が開いた第30回会議で、改正「中華人民共和国種子法」が審議された。改正案には育種のオリジナル革新を奨励し、本質的派生品種制度を確立する旨の内容が盛り込まれた。

改正「種子法」は、原品種から生じた本質的派生品種について、植物新品種を申請することができることと明確にした。また、本質的派生品種の実施リストと判定ガイドラインなどは、國務院の農業農村、林業草原担当部署が種子法及び関連法律に基づいて作成すると規定している。

（出典：中国知識産権资讯网 2021年8月25日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=130652

★★★2. 國務院が「市場主体登記管理条例」を発表 来年3月施行★★★

國務院の李克強総理がこのほど國務院令に署名し、企業や個人事業者の登記に関する行政手続きなどを定めた「中華人民共和国市場主体登録管理条例」（以下「条例」という）を公布した。2022年3月1日から施行される。

「条例」は企業登記登録プロセスの最適化に向けて、登録手続きや申請資料を簡素化させ、オンライン手続きや遠隔地での手続きを認め、企業負担を軽減する。「登記登録に関わる資料が煩雑」や「企業登記の抹消が難しい」といった社会の注目する重点問題について、それに対応するための規定を設けている。市場の主体を育成し、公正競争を促進するために法治保障を提供するのが狙いだという。

「条例」は計6章55条からなり、▽登録機関と業務要求▽登録、届出事項と具体的要求▽登録の基準▽監督管理という四つの内容が含まれる。

（出典：中国政府網 2021年8月24日）

http://www.gov.cn/premier/2021-08/24/content_5632985.htm

★★★3. 北京市人代常務委員会、知財保護条例で代表の意見を聴取★★★

北京市人民代表大会常務委員会の教育・科学・文化・衛生弁公室がこのほど、セミナーを開催し、「北京市知的財産権保護条例」の草案に対する市人民代表大会代表の意見を聞き取った。

セミナーにおいて、市知識産権局の楊東起局長が「北京市知的財産権保護条例」の起草過程、立法思想、主要内容などを説明した。代表らは草案の全体的な内容に賛同した一方、知財保護に関する政府の責任、知財保護の社会的雰囲気醸成、著作権の保護強化、知財人材の育成強化、法的責任の最適化などについて意見、建議を提出した。

セミナーに出席した常務委員会の責任者は次の段階の立法作業について、中心となる条項の修正に注力し、首都である北京の特色を反映した高品質な条例の作成に努めると表明した。

（出典：中国打撃侵權工作網 2021年8月23日）

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xwfb/gnxw/202108/353102.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. 工業・情報化部、「製造業知的財産権強国実施方案」を作成へ★★★

工業・情報化部が中国人民政治協商会議の第1323号提案に対する返答の中で、同部は、基礎科学の研究やコア技術の研究促進などをねらい、「製造業知的財産権強国実施方案（2021～2025年）」を関連部門と共同で作成すると表明した。

同「実施方案」には、▽製造業における知的財産権のポートフォリオ、共同運用能力の持続的な強化、▽新エネルギーやスマートコネクテッドカーなどの重点分野に向けた特許分析、早期警報、ポートフォリオ、▽製造業の研究開発成果の産業化促進——などに関する内容が盛り込まれる見通し。

また、工業・情報化部は関連部門と協力して、新素材企業が立ち遅れ分野への研究開発投入を拡大するよう指導、奨励し、その核心的競争力の安定的な向上を促進する方針であるという。

（出典：中国保護知識産権網 2021年8月25日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202108/1964355.html>

★★★2. SAMR 田世宏副局長が在中国米国商工会議所ビーベ会長と会談★★★

8月23日、国家市場監督管理総局（SAMR）の田世宏副局長が在中国米商工会議所（AmCham China）のアラン・ビーベ会長とビデオ会談を行った。メルク、ハーバライフ、ユニバーサル・ピクチャーズ、クアルコム、3Mなどのメンバー企業の責任者が会談に出席した。

ビーベ会長は米商工会議所が作成した2020年度白書「中国における米国企業」の主な内容を紹介し、メンバー企業の関心事を伝えたほか、中国の標準化や知的財産権保護などについて提案を行った。

田副局長は、「国家市場監督管理総局は外資系企業の関心事と提案を高く重視している」「米商工会議所のメンバー企業による、ビジネス環境の最適化に関するアドバイスを歓迎する」などと表明した。

（出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2021年8月25日）

http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202108/t20210825_334029.html

★★★3. 知財迅速保護センターが28ヶ所に CNIPA が整備推進★★★

国家知識産権局が先日、中国曹県（演出服と林業製品）知的財産権迅速保護センターの設立を認可した。これにより、全国の知的財産権迅速保護センターが28ヶ所に達し、この中で6ヶ所は今年に新たに設立されたものである。

国家知識産権局は近年、知的財産権の迅速・共同保護メカニズムの整備を強化している。知的財産権迅速保護センターなどの分布の最適化を進め、より円滑的で高効率な、コストが低い権利保護手段を提供するよう取り組んでいる。

知的財産権迅速保護センターは、県レベルの産業集積地域を対象に、意匠の迅速な審査、権利確認、権利保護を一体化させた公益サービスを提供する。曹県（演出服と林業製品）知的財産権迅速保護センターは山東省で設立された2つ目の知財迅速保護センターとなっている。

（出典：中国政府網 2021年8月24日）

http://www.gov.cn/xinwen/2021-08/24/content_5633055.htm

★★★4. 国家知識産権局、特許などの審査に関するセミナーを開催★★★

8月19日、国家知識産権局（CNIPA）が北京で、専利（特許、実用新案、意匠）審査活動に関するセミナーを開催した。

セミナーにおいて専利局など関係部門の責任者が出席し、専利審査活動で獲得した実績、直面している課題、改善提案などを説明した。申長雨局長は演説の中で、高価値特許の審査期間が13.3ヶ月に、特許審査期間が19.1ヶ月にそれぞれ短縮されたことや、審査活動に対するユーザー満足度が向上していることに言及し、審査能力構築などで上げた成果を評価した後、▽国务院の定めた審査期間短縮の目標の達成、▽特許の品質向上、実用新案制度の改革、ハーグ協定加盟、▽審査活動の理念、技術、活動体制の革新を推し進めていくよう求めた。

（出典：国家知識産権局 2021年8月23日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/23/art_53_169612.html

★★★5. CNIPA、五輪メダリストの選手名に関わる商標出願109件却下★★★

東京五輪で優秀な成績を収めた中国の「楊倩（エアライフル選手）」、「陳夢（卓球選手）」、「全紅嬋（高飛び込み選手）」の氏名が無断で商標出願された件について、国家知識産権局（CNIPA）商標局は8月19日に発表した通達の中で、商標法第10条1.8項（公序良俗）に基づき109件を却下したと明らかにした。

CNIPAは通達の中で、五輪メダリストの選手名の商標駆け抜け登録を狙った109件の出願は、他者の市場の名声を奪うか不当に利用しようとしており、他者の氏名権及びその合法的な権益を侵害し、すでに社会に悪影響を及ぼしているとして、出願を却下するとともに、出願人及び代理事務所の情報を公開し、悪質な商標駆け抜け出願行為に強く反対する決意を示した。

中国五輪組織委員会（COC）も18日に声明を発表し、「中華人民共和國民法典」「中華人民共和國商標法」「中華人民共和國反不正當競争法」などに基づき、選手本人（未成年の場合は保護者）の同意がなければ、選手の氏名を商標に申請してはならない、すでに申請した場合は速やかに取り下げなければならないと警告した。

（出典：国家知識産権局戦略網 2021年8月20日）

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=52850>

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 温州市で12の産業知的財産権連盟が設立 浙江省最多★★★

浙江省市場监督管理局がこのほど発表した2021年省レベル産業知的財産権連盟リストに、温州市の「中国低圧知能電器産業知的財産権連盟」と「温州インテリジェントポンプ・バルブ知的財産権連盟」が入選した。温州市では現在、12の産業知的財産権連盟が設立されており、その数は浙江省最多となっている。

知的財産権連盟は知的財産権を絆として、特許などの協同運用を基礎とした産業発展連盟である。温州市は近年、産業知的財産権連盟の発展を支える政策の整備を進めており、知的財産権と産業発展との深い融合を促進している。12の知的財産権連盟は低圧知能電器、インテリジェントポンプ・バルブ、レーザー、アパレル、教具・玩具、ボタン・ファスナーなどの産業をカバーし、保有する特許プールは合わせて3314に達している。

(出典：温州市人民政府公式サイト 2021年8月20日)

https://www.wenzhou.gov.cn/art/2021/8/20/art_1217832_59055872.html

★★★2. 上海浦東が知財十四五計画を発表 自貿区著作権サービスセンター設立へ★★★

8月19日、上海浦東新区が「上海浦東新区知的財産権発展第14次五カ年計画」を発表した。

「計画」は、2022年に「厳格、全局、迅速、平等」が特徴である知的財産権保護体制が一層整備され、2025年に知的財産権管理水準が明らかに向上することを目指し、人口1万人あたりの高価値な特許の保有件数が50件以上、国際出願が年間1000件以上、紛争調停の成功件数が650件にそれぞれ達するとの目標を掲げている。

また、2021年から2025年までの第14次五カ年計画期において、中国（上海）自由貿易試験区著作権サービスセンターの建設を含む6つのプロジェクトを進めることとしている。同著作権サービスセンターは、著作権の迅速な登録、監視、権利保護などの業務に注力するとともに、公共著作権サービスの刷新や新型著作権業務のパイロット事業などを担当するという。

(出典：中国保護知識産権網 2021年8月20日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202108/1964217.html>

【華南地域】

★★★3. 広東、不正競争対策の部門間共同会議制度を確立★★★

広東省市場监督管理局（知識産権局）が主導の広東省反不正競争部門間共同会議制度がこのほど正式に確立された。

広東省反不正競争部門間共同会議は、国と広東省の不正競争防止活動に関する要求、方針に基づいて、不正競争防止活動を推進する。その主な機能は、▽不正競争防止活動へのマクロ指導の強化、▽不正競争防止活動に関する重要政策、措置の徹底促進、▽不正競争防止活動で直面している重大課題の協調的な解決、▽不正競争関連の典型的な違法行為の処理と、注目されている問題の対応、▽不正競争関連の法執行活動における各部門間の協力の強化、▽反不正競争法をはじめとする不正競争関連の法律、法規の普及啓発の強化——などである。

(出典：国家知識産権戦略網 2021年8月25日)

<http://www.nipso.cn/oneews.asp?id=52861>

★★★4. 海南省知識産権局と中国銀行が戦略的協力協定を締結★★★

8月18日、中国銀行海南省分行（支店）と海南省知識産権局が戦略的協力協定を締結し、イノベーションサービスの供給に焦点を合わせ、金融と知的財産権との深い融合を促進することで合意した。

中国銀行海南省分行は7月に、海南省の技術系企業を対象とした初の知的財産権担保融資を提供した。知財担保融資業務の展開で、技術系零細企業が直面している「融資難」問題の解決に寄与することが期待されている。調印式において、省知識産権局の肖超局長は、現地企業の研究開発を引続き支援し、中国銀行との戦略的協力を一層深めていきたいと表明した。

双方はまた、知的財産権担保融資の新商品開発や、銀行と企業との連携を共同で促進し、より多くの海南省の技術系企業が融資を受けられるよう、協力を進めていくこととしている。

(出典：中国保護知識産権網 2021年8月20日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/hainan/202108/1964231.html>

★★★5. 深セン知財保護センター、企業の海外における知財保護活動を支援★★★

中国（深セン）知的財産権保護センター（以下、深セン保護センター）の支援を受けて、深セン企業が米国で巻き込まれた多数の知的財産権紛争事件は和解で終結した。この中で、一ヶ月半未満で終結した案件もあった。深セン市場監督管理局関係者がこのほど明らかにした。

深セン保護センターは発足以降、19件の米「337調査」（米国関税法337条に基づく特許侵害調査）事件で32社の深セン市企業に、156件の米国地方裁判所訴訟で148社の深セン市企業に支援を行った。昨年、国家海外知的財産権紛争対応指導センターが深センにサブセンターを設立したのを機に、深セン保護センターは監視応答、案件指導、意識向上、情報共有などの機能を備えた海外権利保護システムを確立した。同システムを通じて、深セン保護センターは、深セン企業が海外で起こった知的財産権紛争に積極的に対応するよう指導、支援し、多くの成果を上げているという。

深セン保護センターは今後、海外法律、事例、専門家、サービス機構などの情報を盛り込んだデータバンクを構築、整備し、海外での知的財産権保護活動体制の最適化を推し進めていく方針である。（出典：中国打撃侵権工作網 2021年8月20日）

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202108/352982.html>

【その他地域】

★★★6. 寧夏自治区で2つの知財紛争人民調停委員会が設立★★★

寧夏回族自治区で2つの知的財産権紛争人民調停委員会が設立された。知的財産権紛争に対する人民調停活動の組織構造が整備されつつある。

寧夏の司法機関の認可を受けて設立された2つの調停委員会は北京天馳君泰（銀川）法律事務所・知的財産権紛争人民調停委員会と寧夏合天法律事務所・知的財産権紛争人民調停委員会である。専門の弁護士、弁理士を配置し、研究開発機関や企業などに知的財産権紛争の調停、法律相談などのサービスを提供するとともに、裁判所と行政機関の依頼を受けて紛争事件の調停を行う。

自治区の市場監督管理局（知識産権局）は、知財紛争の人民調停活動を一層規範化させるため、次の段階の活動として、知的財産権訴訟・調停突合せ体制に関する「実施弁法」を自治区高級人民法院と共同で作成する方針である。

（出典：国家知識産権戦略網 2021年8月20日）

<http://www.nipso.cn/onews.asp?id=52848>

○ 司法関連の動き

★★★1. 中国LED大手アブセン、米Ultravisionとの特許紛争で勝訴★★★

中国のLEDディスプレイ大手、アブセン(Absen)の丁彦輝取締役会長が先日、米Ultravisionとの特許紛争で勝訴し、中国のLED企業として米国の「337調査」（米国関税法337条に基づく特許侵害調査）に対抗する初の勝利を収めたと発表した。

米テキサス州東部地区の地方裁判所が出されたこの判決によると、本件の裁判が6月7日から4日間続き、6月11日に陪審員の全員一致でアブセンの全面勝訴の判決を下した。Ultravisionはこの訴訟で、米国に輸出されているアブセンのLEDディスプレイ商品が同社の特許を侵害していると主張していたが、判決ではアブセンの9つの商品のいずれも、Ultravisionの特許を侵害していないと判断した。さらに、Ultravisionが主張するすべての知的財産権は無効だと判断し、アブセンがUltravisionに訴訟費用の支払いを請求することができるとした。

Ultravisionは2018年3月27日、米国関税法第337条に基づき、アブセンやAlto Electronicsを含む11社の中国企業が同社の特許を侵害したと主張し、米国国際貿易委員会に一般的な除外命令および差し止め命令を発行するよう要求した。

（出典：中国打撃侵権工作網 2021年8月17日）

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202108/352559.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

★★★1. 上海、市場監督管理局が商標権侵害の服装8000点余り摘発★★★

上海の市場監督管理局の法執行総隊と上海市公安局の経済偵査総隊、宝山区市場監督管理局が8月18日通報を受けて、共同エンフォースメントを実施し、商標権侵害の疑いがある8000点余りの服装を差し押さえた。権利侵害商品の総額は25万人民元を超えているという。

通報された会社の倉庫では「FILA」「adidas」「NIKE」「CHAMPION」など7つの商標が付された49種類、8440点の服装が見つかり、初歩的な鑑定を経て、いずれも登録商標専用権を侵害している疑いがあると法執行担当官が判断した。刑法に定められた犯罪の金額基準に達したため、事件は現在、公安部門に移送され、刑事責任追及に向けて捜査が進められている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2021年8月25日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202108/353419.html>

★★★2. 江蘇南京、知的財産権法執行と保護の特別行動を発表★★★

南京市知識産権局がこのほど、「2021年南京市知的財産権法執行と保護特別行動方案」を発表した。

同「方案」は、「厳格・全局・迅速・平等」との要求に基づき、法執行の特別行動を推し進めて重点市場や重点分野の監視管理を強化するとともに、権利侵害の摘発に注力して良好なビジネス環境の構築に取り組む方針を明確にした。

特別行動の主な任務の一つとして、「特別行動方案」は重点分野における知的財産権侵害の効果的な抑止を強調した。防護用品や食品、農業資材、電子製品、自動車部品、アパレルなどに重点を置いて、専利(特許、実用新案、意匠)詐称、商標権侵害などを厳罰し、中国馳名商標や地理的表示、老舗ブランド、外国関連商標への保護を強化することとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2021年8月20日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/js/202108/1964237.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 国家レベルの製造業「小さな巨人」企業、新たに2930社認定★★★

工業情報化部(工信部)はこのほど、2930社を第3陣「専精特新」の「小さな巨人」企業(高い成長力を持つ新興中小企業)と認定した。「専精特新」とは、「専門化・精密化・特徴化・革新化」という4つの優れた特徴を持つ企業のことであり、中国政府はこういった中小企業の育成に向けた取り組みを加速している。その結果、現時点で国家レベルに認定された「小さな巨人」企業は4762社となった。

地域分布から見ると、第3陣の「専精特新」の「小さな巨人」企業は東部、中部、西部にそれぞれ1773社(61%)、746社(25%)、411社(14%)が分布されており、全国の製造業企業の地域分布規則とほぼ一致している。

また、工業・情報化部と財政部を含む中央6部門は先日、優良製造企業を育成するための指導意見を発表し、2021年から2025年までの間、優れたイノベーション能力を備える「専精特新」の「小さな巨人」企業を1万社、「単項チャンピオン企業」(特定分野でトップの実力を持つ企業)を千社育成するという目標を掲げた。

(出典：中国政府網 2021年8月25日)

http://www.gov.cn/xinwen/2021-08/25/content_5633146.htm

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局(ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro. go. jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_G1j5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro. go. jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved